

苦情解決報告

令和5年度第一四半期（4月～6月）は苦情解決制度に基づく苦情はありませんでした。

令和5年7月1日
社会福祉法人治栄会
野江まつのはな保育園

苦情解決報告

令和5年度第二四半期（7月～9月）は苦情解決制度に基づく苦情はありませんでした。

令和5年10月1日
社会福祉法人治栄会
野江まつのはな保育園

苦情解決報告

令和5年度第三四半期（10月～12月）は苦情解決制度に基づく苦情はありませんでした。

令和6年1月1日
社会福祉法人治栄会
野江まつのはな保育園

苦情解決報告

令和5年度第四四半期（1月～3月）の苦情解決制度に基づく苦情は、下記の通りです。

苦情内容	対応内容
現在実施している英語の課外レッスンについて、終了時期が変更になった経緯を説明してほしい。	課外レッスンについて、令和4年度実施の所管庁監査で「あり方の見直しを検討するよう」助言がありました。施設の目的外使用にあたる可能性があるということで、検討の結果「現在レッスンを受けている園児が卒園する令和7年3月末まで終了する」として、保護者の方へ周知しました（令和4年12月）。 ところがその後、令和5年度になっても所管庁からの助言が継続してなされたため「令和6年3月末で終了する」との判断に至りました（令和5年12月）。 終了時期の変更や保護者の方への説明不足など、関係者の皆様にご迷惑をおかけすることとなりました。 今後は法令順守はもちろん所管庁との連携を密にするとともに、保護者の方への説明に万全を期してまいります。

※さらに詳細な内容をお知りになりたい場合は、保育園事務室までお問い合わせください。

令和6年4月1日
社会福祉法人治栄会
野江まつのはな保育園